

道路整備の財源確保に関する意見書

道路は、地域の経済、産業、文化、教育、福祉医療等あらゆる活動の基盤であり、その早期整備は、全市民が長年にわたり熱望しているところであります。

公共機関の脆弱な地域にとって、高速道路をはじめ市町合併により拡大した地域間を結ぶ幹線道路の整備は、高齢化、少子化の進む中で地域の自立的発展や地域間交流の促進を図り、安全で安心な活力ある地域づくりを実現するために一層重要となってきました。

出雲市においても、山陰自動車道の整備はもとより、多くの幹線道路や市民生活に密着した道路の整備さえも、未だ不十分であり、今後とも重点的、計画的に整備を図っていく必要があります。

そのため、遅れている道路の計画的整備には、道路特定財源全額を道路整備費として確保することが絶対条件であります。道路特定財源の一般財源化は、整備の進んだ大都市とは異なり、車に大きく依存する私達の地域においては、納税者たる市民の理解が到底得られるものではありません。

よって、国におかれては、このような実情を理解され、次の事項を実現されますよう強く要望します。

1. 高速道路をはじめ、遅れている地方の道路整備に対する住民のニーズは極めて高く、地方が真に必要とする道路整備を強力に推進するため、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実につとめること。
2. 高規格幹線道路である「山陰自動車道」及び「尾道松江線」は国土政策として国の責務において整備すべきであり、早期に完成するよう道路整備財源を十分確保すること。
3. 地域間格差をこれ以上拡大させないため、地方道路整備が着実に推進できるよう、道路特定財源の暫定税率を維持し、その全額を道路整備推進のために充当すること。
4. 貴重な財源である道路特定財源を維持し、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
5. 道路整備の中期計画は、遅れている高速道路をはじめ、橋梁等の今後増大する維持管理需要への対応など、地方の道路整備の現状を十分踏まえて作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年（2007）12月17日

出雲市議会